

議案第 37 号

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例
第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（6） 屋外交流エリア

別表農村文化室の項中「農村文化室」を「交流館 農村文化室」に改め、同表交流館
展示紹介コーナーの項中「259,720」を「282,710」に改め、同表郷土料理体験コーナー
の項中「郷土料理体験コーナー」を「交流館 郷土料理体験コーナー」に、「194,530」
を「141,350」に改め、同表体験館展示紹介コーナーの項中「220,000」を「205,810」
に改め、同表セミナー室の項中「セミナー室」を「開発工房 セミナー室」に改め、同
表加工室の項中「加工室」を「開発工房 加工室」に改め、同表体験交流広場の項の次
に次のように加える。

屋外交流エリア	1 月	10,130
---------	-----	--------

第 2 条 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 3 条中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とする。

第 12 条第 3 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エ及びオを削り、カをウとす
る。

別表交流館農村文化室の項中「1 日」を「1 月」に、「1,830」を「82,390」に改め、
同表屋外交流サロンの項及び体験交流広場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定
は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条
例別表の規定は、この条例の施行の日以後に利用する鴨川市総合交流ターミナルの利用
に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合交流ターミナルの利用に係
る使用料については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条
例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する鴨川市
総合交流ターミナルの利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合
交流ターミナルの利用に係る使用料については、なお従前の例による。